

平成22年6月30日から改正育児・介護休業法が施行されます。

改正育児・介護休業法等説明会

主催：愛媛労働局

仕事と家庭の両立支援対策を一層進めるため、改正育児・介護休業法が平成22年6月30日から施行されます。そこで、改正内容等の周知のため、下記のとおり説明会を開催します。

ぜひご参加ください。

1 開催日時及び会場

会場名	開催日	開催時間	会場
松山	平成22年3月16日(火) 定員：50名	10:00～12:00	松山若草合同庁舎7階 共用大会議室 所在地：松山市若草町4-3 電話：089-935-5222

2 内容 説明：愛媛労働局雇用均等室

- (1) 「改正育児・介護休業法について」
- (2) 「改正法に沿った育児・介護休業規定作成のポイント」
- (3) 「一般事業主行動計画の策定について」

※ 終了後個別相談を実施いたします。

3 対象者 事業主、企業の職業家庭両立推進者及び人事労務担当者等

4 参加申込・申込期限・説明会に関するお問い合わせ先

裏面申込書にご記入の上、FAX等により平成22年2月26日(金)までに下記にお送り下さい。

☆参加申込及びお問い合わせ先

愛媛労働局雇用均等室 (担当：阿部)

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

TEL 089-935-5222 / FAX 089-935-5223

申込者数が定員をオーバーする場合は、参加をお断りすることがありますのでご了承ください。
駐車場に限りがありますので、ご出席の際は、なるべく公共交通機関をご利用下さい。



愛媛労働局雇用均等室あて (このまま FAX をお送りください)

FAX 089-935-5223 締切：平成22年2月26日

第2回 改正育児・介護休業法等説明会参加申込書

(事業所名)	(参加者名)
	部署・役職名 ()
(住所)	氏 名 ()
	部署・役職名 ()
	氏 名 ()
	部署・役職名 ()
	氏 名 ()
TEL (- -)	
FAX (- -)	